

中間到達度検証問題・解説レジュメ

松岡 久和

【出題趣旨】

保証に関する種々の問題の検討（個人根保証・事業債務個人保証、付従性に基づく抗弁・補充性に基づく抗弁その他、求償関係と事前事後の通知）

(1) 個人根保証契約の有効な成立

(a) 個人根保証契約に該当すること

446条+465条の2第1項。保証の書面または電磁的記録に加え極度額についても同様（465条の2第2項・第3項）。本問は要件をみたま。

(b) 事業債務個人保証契約には該当しないこと

本件の主たる債務は、貸金等を含まないのので、事業債務個人保証契約ではない（465条の6第1項）。保証意思宣明公正証書は不要、経営者保証等の例外も問題外

(2) 考えられる抗弁とその成否

(a) 付従性に基づく抗弁 —— 賃料債務の不発生または鍵の受渡しとの同時履行の抗弁問題

Bの抗弁のAによる援用（457条2項）

①甲の未引渡し⇒賃料不発生？（601条）

②Bの使用目的が不達成⇒全部または一部減額？（611条参照）

③鍵の引渡しとの同時履行？（533条）

検討

①賃料債権は何時でも使用できる状態にすれば発生

②Bの目的を契約内容にしてBのリスクをEが分担する合意はない⇒「賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合」（611条1項）には不該当

③Eの債務は履行中。Bの都合による履行期の猶予のみ。両債務は双務契約上の牽連関係にはない。仮に拡張してもBの鍵の不受領が原因なので抗弁は公平に反する。

(b) 補充性に基づく抗弁

催告・検索の抗弁（452条・453条）は連帯保証では主張自体失当（454条）。

(c) 分別の利益

分別の利益（456条）も連帯債務の全部義務（436条の準用）に反し認められない。

(d) 錯誤・事情変更の法理等

基礎・表示のない動機錯誤（95条2項）として取消し不可

事情変更の法理による契約解除には遡及効がなく（620条）、抗弁にならない。

(3) 主たる債務者および他の連帯保証人に対する求償の範囲と事前・事後の通知義務

459条、465条1項

463条1項・3項、465条1項が準用する443条、457条2項、439条2項